

<遺言書検認>

1 概要

遺言書（公正証書による遺言を除く。）の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

2 申立人(申立てができる人)

遺言書の保管者

遺言書を発見した相続人

3 申立先

遺言者の最後の住所地の家庭裁判所

遺言者の最後の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(遺言者の最後の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

遺言者の最後の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1※2

チェック欄

①	収入印紙・・・遺言書（封書の場合は封書）1通につき800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・110円切手×（当事者数+1）枚	

③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※3	
④	当事者目録・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※3	
⑤	次ページ「遺言書検認の申立ての際に必要な添付書類」に該当のもの	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 遺言書は検認期日にお持ち下さい。

※3 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）

遺言書検認の申立ての際に必要な添付書類

【注意事項】

- 1 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。
- 2 戸籍等は必ず謄本をお取りください。抄本は不可。
- 3 戸籍謄本（全部事項証明書）は、3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 4 下記に記載されている戸籍等の謄本で、重複（共通）するものはいずれか1通で結構です。
- 5 もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。
- 6 事案によっては、この他の資料の提出をお願いすることがあります。

【共通】

- 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- 相続人全員の戸籍謄本
- 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【相続人が遺言者の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

- 遺言者の直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合，父母と祖父））で死亡している方がいらっしゃる場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【相続人が不存在の場合，遺言者の配偶者のみの場合，又は遺言者の（配偶者と）の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

- 遺言者の父母の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- 遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- 遺言者の兄弟姉妹に死亡している方がいらっしゃる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいらっしゃる場合，そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本